

ものづくり企業女性活躍応援事業補助金 Q & A

※内容については、適宜、更新する可能性があります。

1 補助事業者に関すること

Q 本社が福井県外にある場合でも補助対象者ですか？

A 補助事業の対象となる施設・設備のある事業所や情報発信を行う事業所が福井県内であれば対象となります。

Q 幅広く業務を展開しており、製造業以外の業務も行っていますが、この場合は補助対象者ですか？

A 製造業を営んでおり、それらの業務に関わる施設・設備の整備や情報発信であれば対象となります。判断に迷われた場合は担当課にお問い合わせください。

Q 製造業の経理等の事務を行っている事務所内設備の整備は補助対象ですか？

A 工場や作業場だけでなく、対象となる業種の業務に使用されている事務所内設備の整備についても補助対象となります。

Q 企業組合であるが、この場合は補助対象者ですか？

A 中小企業等経営強化法に規定される組合は対象となります。（個別法で設立が定義されている組合（共済組合や農業協同組合、漁業協同組合等）は対象外です。）

Q 「事業所」とはどのような施設を指しますか？

A 工場、作業場、店舗、事務所、その他これらに類する施設となります。ただし、住宅用途の建物は対象外となります。

Q 事業所を賃貸借契約により利用している場合には、補助対象となりますか？

A 設備を適正に管理するため、補助事業者の要件において、「福井県内に事業所を有する中小企業者であること」と記載してあるとおり、事業実施主体は、事業所の所有者としているので、原則、補助対象となりません。

Q 交付要領第3条（4）に規定する要件について、「女性管理職」とはどのような者を指しますか？

A 女性活躍推進法における定義に基づき、課長級以上（課長補佐、課長代理は含まない）の労働者を指します。

Q 交付要領第3条（4）に規定する要件について、育児休業の従業者とはどのような者を指しますか？

A 直接雇用契約を結んでいる労働者（正社員、パート、アルバイトなど）だけでなく、直接雇用契約を結んでいない派遣社員や役員も含まれます。なお、性別は問いません。

2 補助対象に関すること

Q 補助対象となる施設・設備、情報発信は何ですか？

A 次のとおりです。なお、これらの項目に該当する場合でも、補助を受けられない場合や、これら以外の項目で補助対象となる場合もあるので、事前に担当課にお問い合わせください。

(1) 施設・設備等整備費

○女性専用施設（女性専用であることが分かる明示が必要です）

- ・トイレ、更衣室、シャワー室、休憩室等の新增設または改修
- ・授乳室等の整備
- ・和式トイレから洋式トイレへの改修
- ・男女トイレの入り口が共通であるものを壁で完全に分離する改修

○安全確保施設

- ・スロープ、滑り止め等（妊婦等の安全確保）の新增設または改修
- ・女性従業員の安全を確保するための監視カメラ（外部からの侵入防止・抑制等）や街灯・ポールライト（夜間通行時等の安全確保）の新增設または改修

○設備・備品

- ・パワーアシストスーツの導入
- ・女性用の更衣室ロッカー
- ・フィッティングボード、ベビーキープの設置
- ・生産設備のうち、女性が使用しやすい設備への更新または改修
女性の働きやすさや職場環境の改善に資する設備への更新または改修

(2) 情報発信費

- ・ホームページ制作費用、新聞広告費用、動画作成費用（女性活躍に資すると認められるもの）

Q 補助対象とならない施設・設備、情報発信とは何ですか？

A 次のとおりです。

- ・目標の達成に資すると認められないもの
- ・従業員向けでなく、来客等のサービス目的の施設
- ・製造ラインやオフィス内の監視等、事業活動を直接監視するために設置する監視カメラ
- ・汎用性があり目的外使用になり得るもの（デジタル機器、家具、移動式トイレ等）
- ・熱中症対策を目的とする備品（空調服、スポットクーラー等）

3 補助対象経費について

Q 「撤退した企業の事業所等」を譲り受け、改修する場合、補助対象になりますか？

A 補助対象になります。なお、譲り渡すために改修する場合は、補助対象外です。

Q 建物賃貸借契約等により、他社に貸し出している自社建物は補助対象になりますか？

A 申請企業以外の従業員が使用する施設は、補助対象外です。

Q 既存の女性更衣室の備品を新品に買い替えます。補助対象になりますか？

A 補助対象外です。

Q 女性専用トイレをレンタルで調達します。レンタル費用は、補助対象になりますか？

A 補助対象外です。

Q 新設する建物に含まれるトイレ等は、補助対象になりますか？

A 補助対象外です。

Q 共用トイレを男女別々のトイレに分離改修する場合は、補助対象になりますか？

A 女性従業員の就業環境の改善を図るための経費を切り分けることが難しいことから、分離改修費用一体が補助の対象となります。

Q 男女専用トイレをそれぞれ改修する場合、補助対象になりますか？

A 女性専用トイレの改修に要する経費のみ補助の対象となります。

Q 自社で施工する場合は、補助対象になりますか？

A 補助対象外です。ただし、備品を購入し、自社施工する場合は、備品購入費（10万円以上）のみ補助対象となります。

Q 既存設備の撤去費および処分費は補助の対象となりますか？

A 既存設備の撤去、処分にかかる費用および新設設備の運搬、取付けに係る費用については、補助の対象となります。

Q 設備更新に際して、既存設備は必ず撤去する必要がありますか？

A 既存設備については原則、撤去してください。やむを得ない理由で撤去が難しい場合は、既存設備が使用不可になっていることが分かるように、工事時の写真等を添付するなどしてください。

Q リース契約による設備調達については対象となりますか？

A リース契約に基づき設置する設備や複数の事業者で共同購入するような設備は補助の対象外とします。

Q 工事や購入が終了している事業は補助対象になりますか？

A 補助金交付決定日以前に着手済みの事業に関する支出は原則補助対象外です。やむを得ない理由により、採択通知を受けた後で交付決定前に事業に着手したい場合は「交付決定前着手届出書」を提出する必要があります。

4 事業所について

Q 建物の所有者と導入したい設備の所有者が異なる場合（建物の所有者は法人、設備の所有者は代表取締役等の場合）、補助の対象となりますか？

A 補助対象とはなりません。

Q 自宅兼事業所の場合は補助対象となりますか？

A 店舗や工場など事業に供する部分についてのみ補助対象とします。

Q 複数店舗での補助事業を考えていますが、その場合は店舗ごとに分けて事業計画書を作成するのでしょうか？

A 補助金交付申請が可能なのは 1 事業者につき同一年度に 1 回限り としているため、複数店舗ある場合は全てまとめた内容で事業計画書を作成してください。

5 提出書類について

Q 地方消費税の滞納がないことを証明事項とする納税証明書の提出が必要とのことですが、税務署が発行するどの種類の納税証明書を添付すればよいですか？

A 地方消費税の滞納がないことを証明するものである、「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」を管轄の税務署より取得し、提出してください。

Q ふくい女性活躍推進企業の登録通知書の写しの提出が必要とのことですが、登録していない場合は申請できないのでしょうか？

A 未登録の場合は、登録申請書の写しを提出してください。ただし、登録が完了していない場合は採択の決定ができませんので、登録され次第、直ちに登録通知書の写しを事務局あて提出してください。

Q 実績報告時に提出する補助事業に係る経理関係の証拠書類の写しとは、具体的にどのようなものになりますか？

A 複数の業者からの見積書、契約書または請書、納品書または工事完了届などを指します。詳細については、交付事務マニュアル p. 7 「(3) 補助事業の経理および証

拠書類等の整理・保管について」を参照ください。

6 その他について

Q 応募をすれば必ず補助金が受けられますか？

A 提出された計画書等をもって審査を行い、事業内容が採択基準に適合しているか確認のうえ、予算の範囲内で決定します。応募をもって補助金の交付決定を約束するものではありません。

Q 「事業の着手」とは、何をもって「着手」とするのでしょうか？

A 設備設置等を行う施工者等への正式な見積もり徴収をもって着手とします。なお、事業計画書の際に添付する見積書はあくまでも参考徴収であり、補助金の交付決定後、施工者に改めて正式に見積書を徴収することになります。なお、その際は複数の施工者から見積を徴収してください。（競争見積）

Q 開発段階の技術や、実証試験中の設備は対象となりますか？

A 設備の性能が公的に証明されていないことから、補助対象としません。

Q 申請者が新規に設立したばかりで一度も決算を行ったことがなく、経営状況表（資産に関する調書）の記載や添付書類（貸借対照表や損益計算書）を添付できない場合、補助金の対象となりますか？

A 個別に判断することになります。

Q 交付決定後に事業計画書の内容に変更が生じた場合はどうすればよいですか？

A 次に掲げる変更のいずれかに該当する場合は、事前に計画変更承認申請書を提出し、知事の承認を受ける必要があります。

- (1) 補助対象経費の相互間においていずれか低い額の20%を超える変更
- (2) 事業費の総額の20%を超える変更
- (3) 補助対象設備の主要構造または主要機能の大幅な変更
- (4) その他計画内容の大幅な変更

Q 「事業完了」とは、何をもって「完了」となりますか？

A 工事業者、外注先等への支払いを終えた日もしくは交付要領第3条（4）に規定する要件の達成日のうち、いずれか遅い日が「事業完了日」となります。

Q 事業計画書に記載した目標を達成できなかった場合は補助金を返還する必要がありますか？

A 目標を達成できなかった場合でも、その達成に向けた具体的な取組が行われていることが認められれば、補助金返還は求めません。